

「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」に則り、生徒の尊厳を保持するために責任の所在を明らかにし、いじめ防止対策を総合的、効果的に推進するために、本校における「いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

1 はじめに

いじめは、不登校や自殺などの重大事態を発生させるものであり、未然防止・早期発見・早期対応が何より肝要である。本校の教育活動全体を通して「いじめは絶対にしない・させない・許さない」姿勢を貫くことが大切である。

2 いじめの防止対策に関する基本的な方針

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校では、生徒一人ひとりが「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりのために、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための基本的な考え方、学校及び教職員の責務や役割等、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、全教職員がいじめの防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条:以下、いじめ防止法)

(3) 基本理念

いじめの防止等の対策は、次のことを旨として行うものとする。

- ア いじめが全ての生徒に関係する問題であり、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- イ 全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響や、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- ウ いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護をすることが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

(4) いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

(5) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念に則り、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、組織的な支援体制の下でその再発防止に努める。

3 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止対策の推進と、いじめ事案の対応及び解決のために、いじめ防止対策委員会を設置し、「チーム学校」によるいじめ防止等、組織的な対応を徹底する。

(1) 構成員

組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。

【校内いじめ防止対策委員会】

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、
各学年主任、特別支援教育コーディネーター
該当学級担任、養護教諭、SC、SSW

【札幌市】

教育委員会、子どもの支援を担当する部局

【保護者・地域】

※校内いじめ対策委員会と連携し、必要に応じて参加を願う
福井野中学 PTA、中学校区各小学校
地域各町内会

【関係機関・施設等】

法務局、民生・児童委員、中学校区青少年健全育成推進会、家庭児童相談室、児童相談所、警察、子どもアシストセンター、医療機関、医療コンシェルジュ、民間デイサービス等

(2) 開催

- ア 定例会議を月 1 回開催する。
- イ 悩みやいじめに関するアンケート調査、教育相談アンケート実施後に会議を開催する。
- ウ いじめの報告、相談があった場合に開催する。

(3) 取組、活動

- ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- イ いじめの未然防止に関すること
- ウ いじめ事案の対応に関すること
- エ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること
- オ いじめの防止に係る生徒の自発的な活動に対する援助を行うこと
- カ 小中一貫した教育のパートナー校と共有する「いじめ防止基本方針」の策定作業に関すること

4 いじめの防止等のために学校が実施する取組

(1) いじめ防止基本方針の策定・見直し

- ア 保護者・地域等からの参画を得たり、生徒の意見を取り入れたりする。
- イ 「さっぽろっ子自治的な活動」に係る取組との関連を図る。

(2) いじめの未然防止

- ア 養護教諭、SC、SSW と連携して、いじめや自殺関連行動に関する校内研修会を実施する。
- イ 子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりに向けて、生徒の声を聴くことを大切にする。
 - ・生徒が自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考え、議論し、意見を述べ合う機会を設ける等、互いを認め合う人間関係を育む。
 - ・生徒がいじめ防止に向け、話し合い活動やいじめ防止の生徒会活動等に主体的に取り組む姿勢や態度を支援する。
- ウ 学校教育目標「未来をめざし 豊かな 社会を拓く」を踏まえ、学校経営の重点の中の「豊かな心をひらく」ことや「危機管理意識の定着」を強く意識し、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、させない、許さない環境づくりを徹底する。
- エ 生徒が存在感や連帯意識を実感できる学校づくりを進めていくために、教職員自身が生徒から信頼されるような豊かな人間性を目指し、絶えず自己研鑽を図っていく。

(3)いじめの早期発見

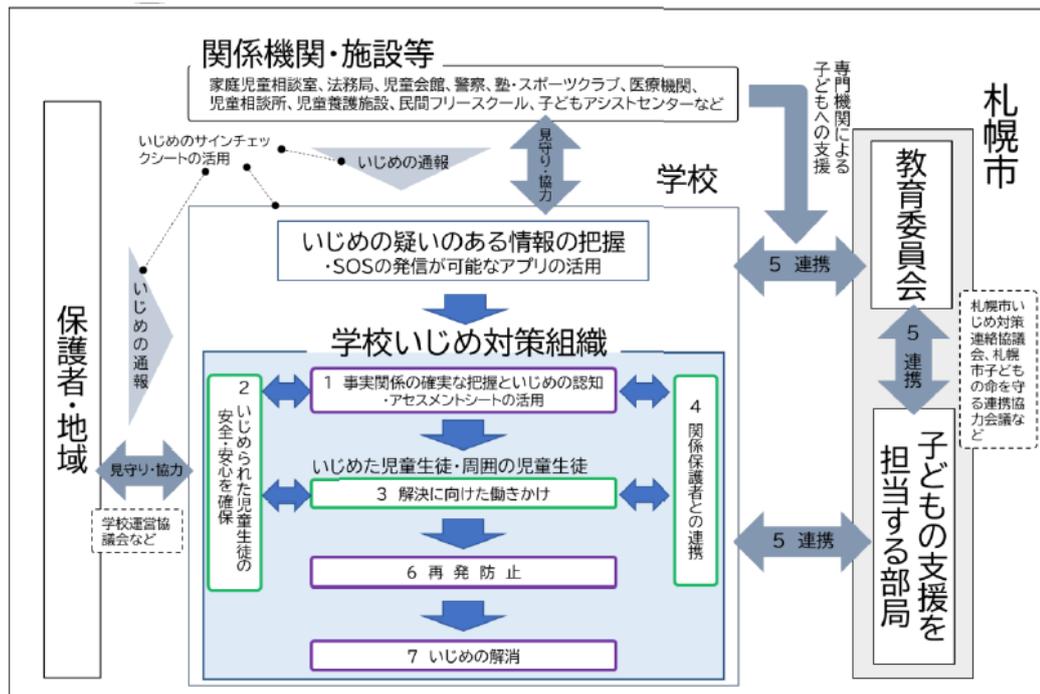
- ア 生徒の心のSOSを早期に把握するため、ICTを活用するとともに、養護教諭、SC、SSWも含めたすべての教職員が連携し、丁寧に生徒の見守りを行う。
- イ 定期的に悩み・いじめに関するアンケート調査や教育相談を実施する。
 - ・教育相談アンケート(いじめに関する項目を含む) 年 複数回(4月 他)
 - ・札幌市教育委員会による「悩みやいじめに関するアンケート」調査 年1回(11月)
 - ・教育相談を通じた学級担任等による生徒からの聞き取り調査 年複数回(5、11月 他)
 - ・三者懇談による相談の機会 年1回(10月)
- ウ いじめ相談体制
 - 生徒及び保護者がいじめに関する相談ができるよう、相談体制を整備する。
 - ・SCの活用
 - ・いじめ相談窓口の設置(生徒支援部、教頭)
- エ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
 - ・いじめ防止等のための対策等、生徒支援に係る校内研修を実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(4)家庭・地域との連携

- ア 校内いじめ防止対策委員会の開催予定日、いじめに係るアンケート調査、未然防止教育の取組等、学校が計画した取組を、保護者や地域と共有し、学校・家庭・地域総ぐるみで、いじめは「しない・させない・許さない」を徹底する。
- イ 「学校いじめ防止基本方針」を公開する。いじめ防止等の取組について説明の場を設け、理解を得る。
- ウ 家庭における保護者の責務(いじめを行うことのないよう、規範意識や他人を思いやる心を養う等)について確認し、連携した取組を推進する。
- エ PTA や地域の行事、会議等を通して、子どもの情報を交流する。
- オ いじめの疑いのある場面を見かけたときの学校への通報等について確認する。

(5)いじめへの対処

生徒によるいじめの疑いの情報を把握した場合は、いじめ防止法第 23 条1項に規定されているとおり、担任など特定教職員が一人で抱え込むことのないよう、校内いじめ防止対策委員会を開催し、別紙の図1~7の対処を速やかに行う。



「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」(改定案)概要版(2024.3.6)

- ア いじめの疑いを把握した場合には、速やかに学校いじめ対策組織において対応方針を検討し、生徒の安全・安心を確保する。
- イ いじめを重大事態化させないために、どのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識や情報を組織的に共有し、ケースに応じた対応策を検討する。
- ウ いじめの相談を受けたときや生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめ行為の実態や状況を把握する。
- エ いじめがあると疑われる場合は、第一にいじめを受けている生徒を確実に守る体制をとる。その上でSC等による心のケアとともに、いじめを受けた生徒に対する支援、その保護者に対する情報提供及び方針の説明、いじめを行った生徒に対する適切な指導、支援並びに解決に向けた対応について、その保護者に対する助言を継続的に行う。
- オ 謝罪をもって終結することなく、双方が正しい人間関係づくりができるよう支援する。
- カ 必要があると認めるときは、保護者の同意を得る等、適切な手続きを踏んだ上で、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を一定期間講ずる。
- キ いじめに関係した生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有する等、必要な措置を講ずる。
- ク 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、札幌市教育委員会や警察署等と連携して対処する。

(6)いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組

- ア ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、ICTも活用する等して、学校全体で共有する体制を整える。
- イ 認知及び解消については、学級担任等の個人に委ねず、校内いじめ防止対策委員会で判断することを徹底する。
- ウ 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、校内いじめ防止対策委員会において集約と共有を図る。

(7)個別の対応状況に関する記録及び引き継ぎ

- ア 定例の「校内いじめ対策委員会」の記録及び個別の対応状況等については、教育委員会作成のいじめアセスメントシート(仮称)、いじめサインチェックシート(仮称)を活用し、いじめの疑いについて、事実関係の確実な把握と教職員個人の差によらない客観的な認知の判断をしていく。
- イ いじめに関する個別情報については、生徒の進級・進学や転学にあたって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- ウ 小学校から引き継がれた悩みやいじめに関するアンケート調査の結果は、定められた期間(3年間)厳重に管理する。

(8)いじめの再発防止

- ア いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導、支援及びその保護者への助言を継続的に行い、定期的に改善状況を校内いじめ防止対策委員会で確認する。
- イ いじめの背景を共有し、再発防止への協力を要請する。
- ウ いじめが解決したと思われる後も、校長が決定した期間(3か月間)を目途に、関係生徒の様子を観察し、保護者と情報交換しながら再発等がないか注意深く対応する。
- エ 一連の動きを「事例」として記録する。反省と検証(改善・引継事項の確認)、反省内容を加味したいじめ防止策を修正する。研修会での事例研究を推進する。
- オ 被害生徒・加害生徒に対して事後観察と心のケアを図る。また、一般生徒への道徳的指導を行う。
- カ 保護者への協力を再要請する。
- ・被害生徒・加害生徒の保護者への最終報告とラポールを築く。
 - ・一般生徒の保護者への教育的配慮がなされた事実を報告する。
 - ・情報提供や学校教育目標達成のための諸活動への協力を再要請する。

(9)インターネットを通じて行われるいじめに関する対策

生徒からの情報を敏感に察知する等、絶えず教職員がアンテナを高くし、情報収集に努める。インターネットによる誹謗・中傷等、悪質な書き込みの事実が明らかになった場合は、直ちに削除する等の適切な対応を行う。また、生徒や保護者への啓発活動として、情報モラルに関する授業等を行う。

(10)学校評価における留意事項

いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、学校評価の項目に、いじめの早期発見、いじめの再発防止等の取組を加え、PDCA サイクルによる評価改善を図っていく。

5 重大事態への対処

(1)いじめの重大事態とは

ア いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合・金品等に重大な被害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

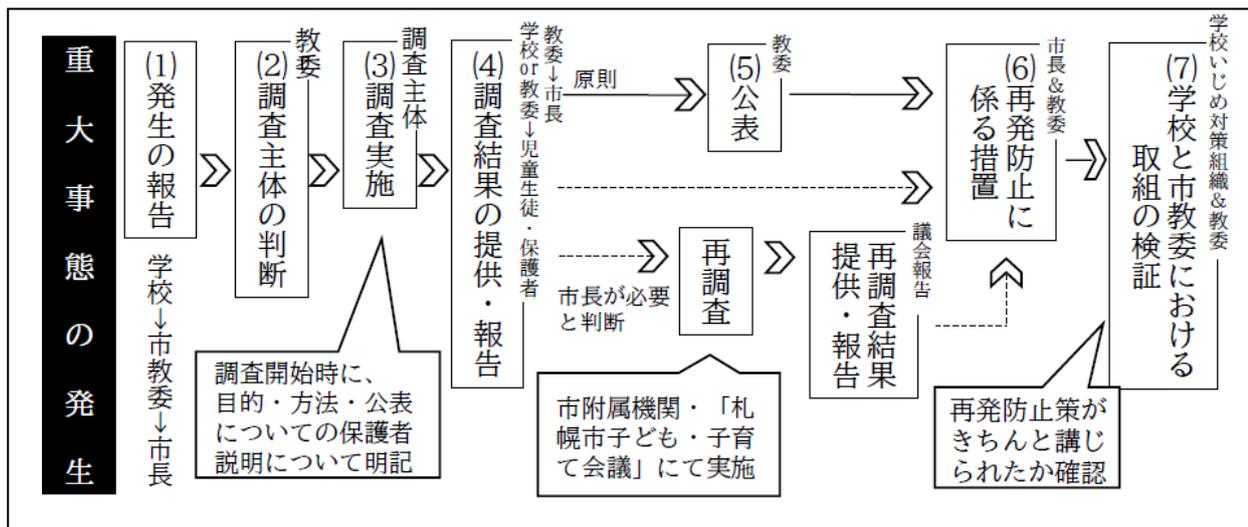
- ・「相当の期間」については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定の期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2)重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

(重大事態の発生:対応フロー)



札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」(改定案)概要版(2024.3.6)

ア 重大事態が発生した場合は、その事態に対処するとともに、速やかに校内いじめ対策委員会を開催し、事実関係を明確にするために在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。

イ 教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態発生について報告する。

ウ 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で調査結果を提供する。